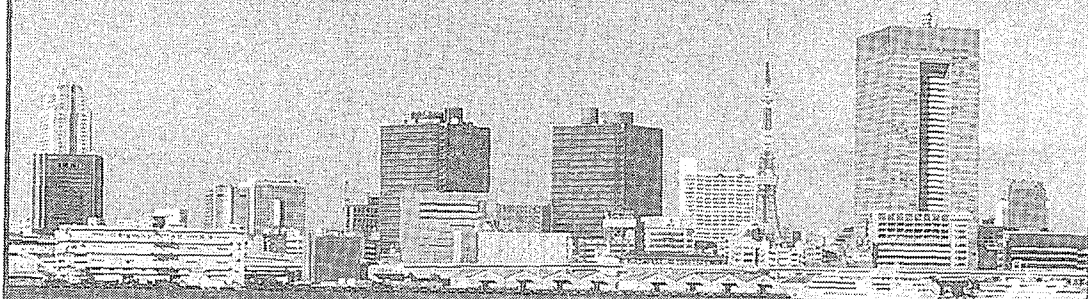


海外農業開発

MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEWS

2001 7

社団法人 海外農業開発協会



人がつくる、人の場所。

そこには落ち着ける空間があります。そこには働きやすい環境があります。

そして、そこには豊かな時間が流れています。

「人がつくる、人の場所。」

これからもずっと大切に持ち続けたい想いです。

人がつくる、人の場所。

SHIMIZU CORPORATION

清水建設

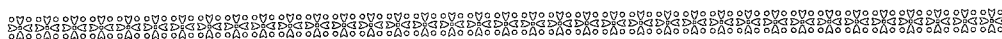


2001-7

ラオスの農林畜産分野への投資を考える(上)

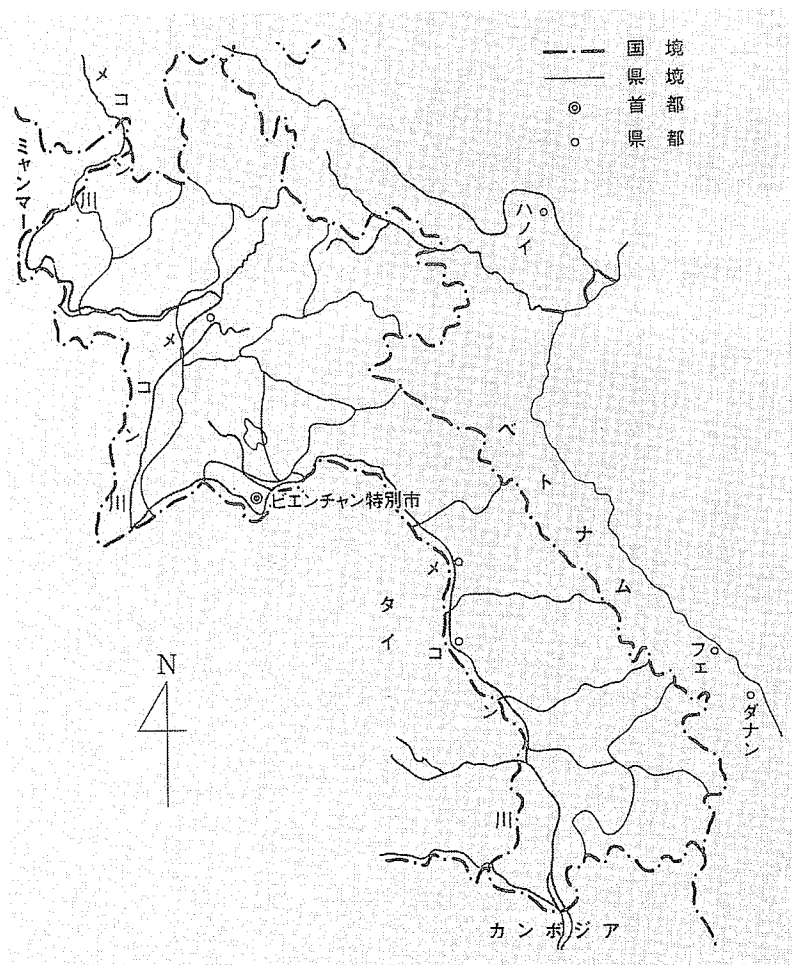
一般概況および経済開放政策下での投資環境の現状..... 1

「海外農林業開発協力促進事業」制度のご案内 15



ラオスの農林畜産分野への投資を考える (上)

国土概略図



一般概況および 経済開放政策下での投資環境の現状

一般概況

(1) 地理

同国は、ミャンマー、中国、タイ、ベトナム、およびカンボジアに囲まれた内陸国で、北緯14度から22度に位置する。国土面積は23万6,800km²（日本の本州とほぼ同じ）で、中国の雲南高原から南下しているアンナン山脈の高地が8割を占め、平坦部はメコン川とその支流域である。

(2) 気候

熱帯モンスーン気候に属し、雨期（4月中旬～10月中旬）、乾期（10月中旬～4月中旬）が明瞭である。降雨のほとんどは雨期に集中するが、年による降雨量、降雨パターンの変動が大きいため、毎年のように各地で干ばつや洪水の被害が発生している。年降雨量は地域によって、1,000～3,700mmと大きく異なる。首都ビエンチャンの年平均気温は約27℃、12～1月が最も涼しく、4～5月が最も暑い。

(3) 人口

2000年の人口は521万8,000人、人口密度は22人/km²である。人口の約8割は都市から離れた1万912の村に住み、そのほとんどが自給自足にちかい農業を営んでいる。メコン川沿いの比較的農業に適したビエンチャン特別市、ビエンチャン県、カムアン県、サバナケット県、チャンパサック県に全人口の約50%が集中している。人口構成は14歳以下が43.6%、15～59歳が51.0%、60歳以上が5.4%となっている。出生率は41.0人/千人、乳児死亡率は82.2人/千人である。

(4) 民族

ラオスには60を超す民族が住み、一般的にはタイ系（ラオ族、ライルー族等）、プロトネシア系（カムー族等）、中国系（モン族、ヤオ族等）に大別される。推定では全人口のうちラオ族が35～50%、メオ族が10～20%を占める。

山頂に近い地域に住むモン族、ヤオ族等はラオスーン（山頂ラオ族）、低地に住むラオ族はラオルム（低地ラオ族）、山腹に住むプロトネシア系民族はラオトゥンと総称される。ラオスーン、ラオトゥンは山岳地域で焼畑移動耕作を、ラオルムは河川流域を中心に水田耕作を営むことが多い。

*本稿の（下）はラオスの「農林畜産業の概況」ですが、今後実施する現地調査等の資料を組み入れる予定ですので、次号は休みとし、2002年1月号に掲載いたします。

(5) 政治

75年4月のベトナム、カンボジアの政変にともない、ラオスでは12月2日に王制が廃止され「ラオス人民民主共和国」が樹立された。以後、穏健な社会主義国家の建設が進められ、政治情勢は比較的早い時期に安定したが、経済改革については社会主義的な中央集権計画経済の行き詰まりから十分な成果を挙げられなかった。

86年11月の第4回党大会以後、経済の開放化等の新政策が推進されるが、96年3月の第6回党大会でその路線踏襲が確認されたのを機に、ラオスの経済は「自給自足的な自然経済」と規定し、①経済構造改革、②経済運営管理のノウハウ導入、③西側諸国への門戸開放による「近代的な商品経済」、「市場経済」移行に着手する。

91年8月15日には憲法が公布され、刑法ほか38の法律を制定するなど法治国家としての法体系の整備がはじまる。

外交面では社会主義路線を基本にしているものの、旧ソ連や東欧情勢の急変に影響され、ベトナム、中国以外の非社会主義国である多くの国々、特に近隣諸国との友好関係の拡大に努め、97年にはASEAN、AFTAに加盟した。

(6) 経済

75年の社会主義政権の樹立による経済の社会主義化（全産業の国営化、集団化）が経済・社会秩序の混乱と、経済建設のテンポを停滞させたとの認識から、86年11月のラオス人民革命党第4回党大会で、「新経済メカニズム（New Economic Mechanism）」と呼ばれる構造改革の実施を決定し、経済計画の非中央集権化、国営企業の民営化、中央による生産目標設定の廃止、税制改革、銀行制度の改編、利子率の引き上げ、外国貿易、および国内流通の自由化等、経済政策の転換に踏み切った。

ラオス経済は、農林水産業が国内総生産（GDP）の6割弱、就業人口の8割を占めていることから、天候条件が大きな要因となる。

現在の政府の経済改革プログラムおよびIMF／世銀による構造調整融資は、インフレ率の低下、財政赤字の縮小、為替レート of 安定化等、マクロ面で比較的順調に運営されてきたが、95年には急速なインフレとキープの減価対応策として、政府は金融、財政の緊縮政策措置を発動した。その結果、96年はインフレ、為替レートともに比較的安定を取り戻すが、97年7月にはタイ・バーツ危機で、タイ経済への依存度の高い経済構造から多大の影響を受けた。97年の消費者物価指数は対前年度比26%増を記録、キープの対ドルレートは前年比50%以上も下落した。96年のUSドル表示による年間一人当たりGDPは385USドルに達したが、翌97年には200ドルと90年の水準に戻った。

99年半ばより、キープの対ドル、対バーツレートは安定したが、慢性的な財政と貿易の赤字解消には至っていない。外貨獲得と税収の増大が安定化を促す最大の課題になっている。

(7) 貿易動向

1999年の外国貿易は、輸出額が約3億600万ドル、輸入額が約5億5,400万ドルで、貿易収支は依然大きな赤字が続いている。1995年までは衣料品およびオートバイ輸出が急増し、外貨獲得に寄与したが、近年はラオス縫製品輸出に対する輸入国よりのGSP（Generalized System of Preferences, 特惠関税制度）規制で鈍化している。また、オートバイ組立工場も外貨不足の

ために部品輸入が一時的に停止されるなど、安定生産できない状況にある。このほかでは木材・木製品、電力、コーヒー等が主な輸出品目である。

ラオス経済は機械、原材料、食料、石油製品をはじめ、ほとんどの日用品を輸入に依存し、構造的な貿易収支の赤字を外国援助で相殺している。今後の輸入需要は、ASEANにおけるAFTAスキームへの加盟など経済の自由化で一層強まる傾向にある。主な輸入品目は、燃料、機械、日用品で、その相手国はタイ（52%）、ベトナム（4%）、日本（2%）等である。

日本の貿易に占めるラオスの割合は僅かだが、ラオスにとっては主要な貿易国の一つで、日本からの輸入超過が減少する兆しは今のところみられない。主な輸入品は自動車、鉄鋼製品、機械で、輸出品の主なものは木材である。

（８）国家経済開発計画

2001年３月の第７回党大会では、2020年までの経済開発目標として、次の３項目を定めた。

- ①2020年までに後発開発途上国から脱却し、国民生活水準を３倍に増やす
- ②2006～2010年の経済成長率を最低７%とし、焼畑移動耕作の全廃と貧国の撲滅する
- ③2001～2005年の経済成長率７%を達成する。また、貧国層の割合を半減し、焼畑移動耕作の基本的な中止とアヘン栽培を全廃する

投資環境

（１）改正・外国投資奨励管理法

1986年から経済開放政策を進め、1988年８月に外国投資法を制定し、1989年７月に施行した。現改正法は1994年３月14日、国民議会によって採択された（Law on the Promotion and Management of Foreign Investment in the Lao People's Democratic Republic No.01/94, dated 14 March 1994）。

主な改正点は、業種別の法人所得税率の一本化（20%）、期限付き認可の撤廃で外貨導入を積極的に促そうとしている。

第１節 一般規定、第２節 外国投資の形態、第３節 外国投資の恩典、権利および責務、第４節 外国投資管理機関、第５節 最終規定の５節、31条で構成される同法の主な内容は表１－１のとおり。

次にこの投資法に関し、外国投資管理委員会は次の諸点を追加説明している。

- ・土地の貸借期間：リース契約に基づき、最長30年で更新が可能。投資分野による貸借期間の分類はない。
- ・「大規模」プロジェクトに対する法人所得税の減免措置：「大規模」の定義は明確でないが、この恩典を享受している事業の総てが、投資資本１億ドル以上の電力発電事業である。
- ・「遠隔地」プロジェクトに対する法人所得税の減免措置：「遠隔地」の定義は明確でないが、電力、水道、病院がなく、道路事情などインフラ設備が極めて遅れている地域を意味し、植林事業に事例をみる。

（２）商法

1994年に制定された商法（Business Law）は、第１節 総則、第２節 企業家、企業活動お

表-1 外国投資法の主な内容

項 目	規程内容	該当条項
外資参入分野	合法的な経済活動を伴う総ての分野（国家安全保障、自然環境、公衆衛生、文化に悪影響を及ぼす分野は除く）	第2条
出資形態	合併企業、独資企業（100%外資）	第4条
最低外国資本比率	30%	第6条
土地の貸借	土地の貸借が可能	第10条
個人所得税	外国投資家および外国人職員は一律10%	第12条
利益および出資金の本国送金	規制なし	第15条
法人所得税	一律20%	第16条
輸出入関税	生産設備・資材等の輸入は一律1%、加工・再輸出の原料、中間財の輸入は免税、完成品の輸出は免税	第17条
優遇措置	大規模かつ社会・経済発展に寄与すると政府が判断した投資に対し、第16、17条の減免措置がある。 自由貿易地区あるいは投資奨励地区の設立時に、政府は関連する特別規定と一般規定を発行する	第18条

日本ラオス協会翻訳資料より作成

表-2 商法に基づく法人形態

項 目	形 態	最低資本金 (千キップ)	最低株主数	備 考
私企業	パートナーシップ (Partnership Company)	-	-	-
	有限会社 (Limited Company)	5,000	2人	資本金1億キップ以上は、監査役雇用を義務づけている
	株式会社 (Public Company)	50,000	7人	
	集団企業 (Collective Enterprise)	-	2家族	組員が20家族未満の場合運営は有限会社に、20人以上の場合株式会社に準ずる。
国有企業	国有企業	(国の株式保有100%)	大蔵省管轄	政府保証の社債発行が可能
	合併企業	(国の株式保有51%以上)	大蔵省管轄	-

よび信用決済、第3節 法人設立、第4節 終則の4節、97条で構成される。

第2節：制限対象業種

定期的に決定される。現在は、石油、電力、給水、通信、木材、鉱物資源、食品、医薬品、化学物質、アルコール、タバコが対象業種になっている。

第3節：法人形態

有限会社の場合、株式会社に比べ規定が緩やかだが、持ち分の社外譲渡は過半数の出資者の同意を必要とする。総ての企業は設立1年以内に事業開始する義務をもつ。(施行細則がないため、設立登記内容、取締役の選任、持株の譲渡、監査手順等不明確な点が多く、早期の制定が望まれる)。

(3) 労働法

1990年制定の労働法 (Labuor Law) は、1994年に改正、15章、62条で構成される (表-3 参照)。

社会保障制度は、労働法第48条で基金の設立および54条で退職年金が規定されているが、関係法律はまだ制定されていない。

表-3 労働法の概要

項 目	規定内容	該当条項
外国人労働者の雇用		
労働時間	週6日、1日8時間、週48時間を超えてはならない	第25条
時間外労働	1日3時間、月30時間	第27条
公休日	週1日	第28条
有給休暇	15日 (1年超の雇用契約で、1年間勤務後)	第30条
産前産後休暇	90日間、ただし産後は最低42日	第35条
年少者雇用	15才未満の雇用禁止、15～18才は1日6時間、週36時間	第37条
最低賃金	政府が定期的に設定する最低賃金を下回ってはならない	第40条
時間外賃金	通常勤務日：昼間：50%増、夜間：100%増 休日勤務：昼間150%増、夜間：200%増	第42条

日本ラオス協会翻訳資料より抜粋

税 制

主な税法は1995年から1996年にかけて順次制定されたが、不明確な点が多く、税務監査でも当局の裁量的解釈・見解によるところが大きいとの指摘が進出企業から出ている。また、適切な助言を得られる会計士、税理士の絶対数が不足している。

(1) 所得税

表-4は、法人および個人の所得税だが、地方税はない。

法人所得税の支払いは、暦年ベースで4月、7月、10月に予定納税され、最終支払いは決算調整後の3月10日と定めている。現在、ベトナム、タイと二重課税防止条約を締結しており、マレーシアと交渉中である。

現地日系企業からの聴き取りでは、課税所得のない事業で法人所得税額として売上の1%を徴収されたことがあるという。

表-4 所得税概要

項 目	税率	備考
法人所得税	国内法人：35% 外国法人：20% 国内個人事業主：累進税率で最高45%	全企業に対しミニマムタックス（売上の0.5%）が課せられる。ただし、支払い法人所得税がある場合、それとの相殺が可能。
個人所得税	内国人：累進税率最高40% 外国人：一律10%	

出所：Asia and Australasian Tax Summaries 1997, Coopers & Lybrand

(2) 売上税

営利法人には、輸入、販売、役務提供に際し、その都度、売上税（Business Turnover Tax）が課せられる（表-5 参照）。

表-5 売上税概要

事業／税率	3 %	5 %	10%	15%
輸入、税率	①農産物、食品 ②インフラ用機械 ③ガス、鉱物等資源 ④医療機器	①電力、石油 ②建設資材 ③茶、コーヒー、ソフト飲料 ④化粧品類、文房具 ⑤オートバイ	①電化製品 ②エアコン ③自動車 ④航空機、船舶	①アルコール類、タバコ ②花火 ③トランプ
役務提供	①農業 ②保健、医療 ③文化活動	①建設 ②郵便、通信 ③宣伝広告	①宿泊 ②劇場、映画 ③ゴルフ、乗馬	①娯楽

出所：Asia and Australasian Tax Summaries 1997, Coopers & Lybrand

(3) 物品税

一般的に潇洒な物品の輸入および販売には物品税（Consumer Use Tax）が課せられる。物品税は輸入業者または販売業者に納税義務があり、輸入は輸入時点、販売は翌月15日までに支払わなければならない（表-6 参照）。

(4) 資源税

石油・ガス、その他の資源開発事業に対し資源税（tax on Natural Resources）が課せられる。タバコ、茶、コーヒー、花種も対象になっているが、税率は不明。木材は種類により異なるが、6～1,200ドル／m³のロイヤルティが課せられる（表-7 参照）。

(5) 輸出入税

国内企業および内国人は、関税表に沿った輸入税の支払いが義務づけられている。外国企業の場合、表-1にある免税措置がとられる。

表-6 物品税概要

物 品	税 率
燃料	5～24%
アルコール類	50～60%
ソフト飲料	30%
タバコ	50%
化粧品類	20%
自動車（1500～3000CCの場合）	72%
トラック（2ドアの場合）	25%
オートバイ	50%
家電製品	12%

表-7 資源税概要

資 源	税 率
金属鉱物	売上の2～5%
非金属鉱物	売上の2～5%
建築資材	—
泥炭	売上の2%
無煙炭	売上の3%
水力発電	輸出価格の20%
石油・ガス	—
土地使用税	年間0.5～20.0ドル/ha

（6）土地税

所在場所、使用用途により異なるので、土地税鑑定人グループが算定する。翌年の第一四半期中の支払いとなる。

通常の土地：0.5～10.0キップ／m²／年

農地：500～6,000キップ／ha／年

（7）その他の税制

- ・ 配当源泉税：外国人投資家に対する配当金は10%源泉課税される。
- ・ 送金税：法人、個人の資本金、収益、支払利息などの海外送金には、送金税の課税はなく、若干の手数料を支払えばよいが、その都度、中央銀行の許可がいる。

労働力の調達

総人口522万人に対する就労者数は270万人で、うち約8割が農林業従事と推定されている。農業以外の就労機会は、特に地方で少ないため、新たな就労人口は農業分野に吸収されていくと予想されるので、給与水準が低い現段階での労働力の調達は比較的容易と考えられる。ただ、



ヴィエンチャン市内 マーケット



ボロベン高原 キャベツ

収穫を待つキャベツ

その他 ショウガ、ジャガイモ、ハヤトウリ等野菜

訓練された人材が少ないので、必ずしも良質な労働力が調達できるとはいえない。

労働力需要が高まるケースにボロベン高原のコーヒー栽培が見られる。ここでは収穫の時期に低地の農民までもが季節労働者に雇用される。一般に雨期（6～10月）は農繁期なので、単純労働力の確保も視野に入れてかかる必要があろう。

将来、「東西回廊」構想が実現し、国道9号線、13号線沿線に新たな産業が形成されれば労働力需要が高まると予測されるが、現在の農業中心の就業構造では、外貨企業へ良質労働力を安定供給する条件は整っていない。質と量の両面でニーズに合う供給がなければ、低質労働力中心の非効率な雇用、割高な労賃水準を容認せざるをえない事態も予想される。

労働法第8条では、「すべての使用者は、労働者が専門知識と経験に通じた熟練労働者となるよう、その監督・指導のもとで労働者に研修を施さなければならない」としているが、自給自足的農業を除き、就労の機会が少ない事情下では、従業員の教育、人材育成、技術移転などが特に重要になるのではないか。

インフラ

（1）運輸規定との乖離が大きい運輸実態

陸上運送法（Land Transportation Law）が1997年に制定、公布された。通信・運輸・郵便・建設省（MCTPC:Ministry of Communication,Transport,Post and Construction）によると、下記の運輸に関する法令が制定されているが、監視体制の不備から規程どおりには運用されていない。車両の最大積載量を規定しているが、野放し状態に近く、木材、石膏などの運搬では過重積載の例が多く、道路破損の大きな原因になっている。

- ・道路運送法（Road Transportation Law）
- ・運送サービス会社設立に関する規程（Regulation on the Establishment of Transport Service Business）
- ・最大積載に関する規程（Regulation on Maximum Loading Weight）
- ・河川運行規程（River Transport Regulation）

同省によれば、現在の国内運送会社は、旧国営企業が民営化されたものである（表－8）。旧国営企業でノウハウに富むLao Freight Forwarder社とLao Association社は物流サービスを提供するものの貨物を実際に運搬するのはトラックを保有する貨物運送会社である。ここでは主に国内貨物を取り扱っている。

ただ、国内貨物輸送の実情は、業者所有のトラックが耐用年数を越え、各社間相互の車両融通・手配等のシステムが確立されていない。資金面での問題に加え、旧国営輸送企業が民営化された際、地域会社として再編したために各社間の競争原理が働かなくなったところに原因があると考えられる。

このように、国際物流の要件に合った車両、資機材、ノウハウをもたないラオスの貨物輸送業者はタイ国内の通過を許可されていないので、タイへの輸出、あるいはバンコク経由で第3国へ輸出するには、タイ政府が指定するタイの輸送会社（5社のみ）を利用しなければならない実情にある。ラオス商工会議所によれば、ラオス政府はタイ政府に対して上記指定会社を増やすよう交渉中である。

表-8 運輸サービス体制

業 種	企 業	備 考
乗客輸送	バス公社 (国営)	Bus Transportation Co., Vientiane
貨物輸送	輸送会社NO. 1	本拠地ビエンチャン (旧国営企業)
	輸送会社NO. 2	本拠地サバナケット (旧国営企業)
	輸送会社NO. 3	本拠地ルアンプラバン (旧国営企業)
	輸送会社NO. 6	本拠地パクセ (旧国営企業)
	輸送会社NO. 4	石油輸送専門 (旧国営企業)
倉庫	T.L.Enterprise (タイ企業) 国営企業	在タナレン (保冷設備なし) サバナケット (保冷設備なし)
物流サービス	Lao Freight Forwarder Lao Association	旧国営企業
航空	Lao Aviation	国営、貨物輸送部門はない
船舶	乗客・貨物とも多数の零細業者	

(2) 舗装率が低く耐用年数が短い道路

2000年の道路総延長距離は約25万kmだが、アスファルト舗装率は僅か15.5%に留まっている。国内を南北に貫く国道13号線、ラオスとベトナムをつなぐ国道8号線（ボリカムサイ県からVhin港へ）、国道9号線（サバナケット県からDanang港へ）が主要幹線である。舗装道路のほとんどは2～3年耐用のWBST舗装で、丸太や石膏原料の輸送トラックの積載過多等による道路破損が至る所にみられる。補修はしているが破損の方が多く追いついていかない。

未舗装道路では雨期に車両の通行が困難な状態となるほか、県道級以下の整備も遅れており、道路の未整備が経済発展の大きな障害になっている。

ただ、南部を中心に幹線道路の建設・改修、架橋計画が現在、日本、ADB、IDA、SIDA等の援助で進められているので、3～5年のうちに道路・交通事情は大幅に改善される見通しにある。ビエンチャン以南の整備状況の概要は次のようになっている。

国道13号線：ビエンチャンーサバナケット間（470km）はアスファルト舗装で、道路状態はほぼ良好（現地調査での走行時間は6時間）。サバナケットーチャンパサック県パクセ間（250km）は2001年内に舗装工事終了の予定（現地調査での走行時間は5時間）。パクセ以南、カンボジア国境の6km手前まで開通している。

国道8号線：13号線のボリカムサイ県B.laoから約50kmは舗装工事終了、残り80km区間は2004年までに舗装工事終了の予定。トラック輸送では現在、30～40kmの山越えに6～7時間を要する。ベトナム国境からVinh港まで約90km。

国道12号線：13号線のカムアン県タケクから約140km、全線未舗装だが2003年までに舗装工事終了の予定。ベトナム国境からVinh港まで約160km。

国道9号線：13号線のセノ（サバナケットへの分岐）からベトナム国境のLaobaoまでの約210km区間、2003年までに舗装工事終了の予定。ベトナム国境からDanang港まで約260km。トラック輸送ではビエンチャン特別市の保税倉庫があるタナレンからDanang港まで（約1,060km）2泊3日かかる。

国道16号線・18A号線・18B号線等：

南部4県：ボロベン高原を取り囲むサラバン、セコン、チャンパサック、アタブ4県の道路整備については、パクセから13号線を南下しボロベン高原の南側を通過してベトナムに至る18A・18B号線（約250km）、サラワンから9号線に繋がる1H号線、サラバン県からベトナム国境に至る15号線等の整備が2005年ごろまでには完成するとみられている。現在、アタブからベトナム国境までの18B号線は乾期でも状態が悪く、雨期は通行不能である。

友好橋（Friendship Bridge）：ビエンチャンからメコン川を渡りタイのノンカイを結ぶ国際橋。

トラック輸送ではビエンチャンのタナレンからバンコクまで約630km、12時間。

第二国境橋：サバナケットとタイのムクダハーンを結ぶメコン川第二国境橋。完成予定は当初の2003年から2005年（2003年1月着工予定）に遅れている。本架橋と国道9号線が完成すれば、タイとベトナムがインドシナの東西回廊：East-West Corridorとして繋がる交通の要衝になる。ムクダハーンからベトナムのDanang港まで約500km、バンコクまで約700km。サバナケットー（フェリー・30分）ーバンコク間は18時間。

Lao NIPPON橋：パクセのメコン川（県内）に同橋が完成したことで国境の町、Chongmek経由でタイのUbon Rachathaniへ通じる道路（217号線）に繋がった。トラック輸送ではパクセからバンコクまで760km、20時間。ボロベン高原で生産された農産品のタイ市場へのアクセスが一段と容易になった。同橋から国境まで車で約1時間。

（3）南部に国際級が集中する通関

農業局で入手した資料によれば、隣接諸国との穀物・貨物（Grain and Goods）の取引が行われているポイント（税関）は全国に34カ所あり、国際級11カ所、県級14カ所、郡級9カ所に分かれている。国際級の中にはワットタイ国際空港、国際郵便局、Thanaleng保税倉庫が含まれる。県級、郡級のポイントはベトナム、中国、ミャンマー、タイと国境を接するラオス北部に集中しており、国際級のポイントは南部のベトナム、タイとの国境に集中している。

関税表は整備されており、貿易は開放的に見えるが、運用面で透明性に欠け、税管理者の裁量によるところが多いので、通関にはしばしば無用の時間を要するとの指摘もある。

（4）外貨の稼ぎ手になっている電力

国内の水力発電ポテンシャルは推定2万1,000MWで、外貨獲得の主要産品として開発が進んでいる。現状での国内発電能力は600MWと3%以下にとどまっているので、開発余力はまだ十分にある。

97年の国内電力生産は1,200GWhで、約60%がタイへ輸出されたが、生産に占める輸出割合は減少する傾向にある。国内需要は、タイやベトナムから電力を輸入している地域もあり、量的に少ないものの増加傾向が見られる。

公共電気の普及率は全国平均で総所帯数の21%、都市部では75%と高いが、農村部の普及率は僅か10%と低い。不安定な電圧、停電など技術的な問題も多く抱えているが、国内電力の消費量（生産量－輸出量＋輸入量）は、年率12%（1991年から1997年までの平均）と伸びているので、地方・遠隔地の電化も含めた開発計画の実施が進めば、普及率は今後改善されるものと

予測される。

(5) メコン川沿岸都市に普及する給水施設

配水管による上水道公共給水は全国平均で所帯数の8%、都市部で44%、農村部で僅か1%である。大半の農村部では、非防護の井戸、河川貯水池など非衛生的な水に依存している。給水施設の普及は、メコン川にアクセス可能な低地都市部に偏重している。サバナケット市では、現行施設が限界に達しつつあるのでメコン川取水の拡張計画を立てている。

(6) 外貨参入の状況

表-9 部門別外国投資 1988.12.7～2001.9.10

No	部門	件数	投資額 (US\$)	(%)
1	電力	7	3,782,869,000	65.03
2	通信・運輸	17	488,523,332	8.40
3	ホテル・観光	48	472,333,767	8.12
4	工業・手工業	173	385,354,137	6.62
5	木工製品	38	143,408,742	2.47
6	鉱業・石油	31	118,976,782	2.05
7	農林業	94	112,482,951	1.93
8	繊維・衣料	93	80,862,732	1.39
9	サービス	167	59,612,298	1.02
10	商業	129	57,329,637	0.99
11	建築	38	54,484,929	0.94
12	金融、保険	12	54,188,000	0.93
13	コンサルティング	38	6,653,590	0.11
外国投資額			5,817,079,897	100
ラオス側投資額			1,311,932,761	
合 計			7,129,012,658	

出所：外国投資管理委員会

表-10 日本企業の主な投資分野 1988.12.7～2001.9.10

分 野	件数	金額 (US\$)	備考
農林業	6	1,932,000	全て合弁事業
工業・手工業	6	5,362,385	全て日本資本
木材加工	4	4,206,000	うち2件が合弁事業
貿易	1	200,000	日本資本
ホテル・観光	1	200,000	3ヵ国からの合弁事業
サービス	10	5,487,000	うち5件が合弁事業
建築	2	5,000,000	全て日本資本
運輸・通信	1	800,000	合弁事業
合 計	31	23,187,385	

出所：同上

表-11 国・地域別外国投資 1988.12.7～2001.9.10

No	国・地域	件数	投資額(US\$)	(%)
1	タイ	269	2,941,988,488	50.58
2	アメリカ	46	1,493,207,731	25.67
3	韓国	47	637,689,257	10.96
4	マレーシア	22	287,284,547	4.94
5	中国	88	75,165,392	1.29
6	台湾	40	74,887,336	1.29
7	オーストラリア	47	43,551,034	0.75
8	ニュージーランド	4	42,068,500	0.72
9	フランス	94	40,192,298	0.69
10	イギリス	20	28,245,700	0.49
11	香港	22	27,933,100	0.48
12	シンガポール	18	19,881,884	0.34
13	日本	31	19,714,085	0.34
14	ロシア	17	19,198,705	0.33
15	カナダ	14	18,455,421	0.32
16	ベトナム	29	15,433,886	0.27
17	インドネシア	2	5,281,455	0.09
18	スイス	6	3,630,000	0.06
19	ドイツ	13	3,412,900	0.06
20	イタリア	6	3,359,880	0.06
21	北朝鮮	1	3,300,000	0.06
22	ベルギー	7	2,793,952	0.05
23	マカオ	1	2,534,856	0.04
24	カンボジア	3	1,227,150	0.02
25	フィンランド	2	1,179,065	0.02
26	オランダ	6	1,010,000	0.02
27	インド	4	954,600	0.02
28	スウェーデン	7	904,675	0.02
29	ノルウェー	3	900,000	0.01
30	デンマーク	5	377,000	0
31	オーストリア	3	212,000	0
32	ルクセンブルグ	1	200,000	0
33	ウクライナ	1	200,000	0
34	キューバ	1	185,000	0
35	バングラディシュ	2	150,000	0
36	その他	1	120,000	0
37	チリ	1	100,000	0
38	ミャンマー	1	50,000	100
外国投資額			5,817,079,897	
ラオス側投資額		885	1,311,932,761	
合 計			7,129,012,658	

出所：同上

1988年12月から2000年9月までの外国投資奨励管理法に基づく外国直接投資は885件、総額58億2,000万ドルにのぼる。年平均では4億5,000万ドルを越え、ラオスのGDP総額（1988年名目GDP推定13億5,000万ドル）を考慮すると、外国投資のラオス経済に及ぼす影響は極めて大きく、今後のラオス経済の発展の成否は偏に外国投資がキーワードになることを示唆している。第1位は65%のエネルギー部門で、2位は50.58%の通信・運輸、3位は8.12%のホテル・観光、4位は6.62%の工業・手工業になっている。国別ではタイ（50.58%）が圧倒的に多く、次いで米国（25.67%）、韓国（10.96%）と続く。日本は第13位で、投資件数は31件、総額は2,319万ドルと小さく、占有率は全体の0.34%である。

日本からの投資が少ないのは、内陸国で港がないこと、インフラ・法制度が未整備であること、国内市場規模が小さいことなどのほか、近隣国以外に輸出する際の通関問題が大きな障害になっているからと考えられる。将来展望では、「東西回廊」構想の実現、ASEANおよびAFTAへの加盟にとともに、タイ、ベトナムとのハード・ソフト両面での投資環境の改善が予測される。

海外農林業開発協力促進事業

(社)海外農業開発協会は昭和50年4月、我が国の開発途上国などにおける農業の開発協力を寄与することを目的として、農林水産省・外務省の認可により設立されました。

以来、当協会は、民間企業、政府および政府機関に協力し、情報の収集・分析、調査・研究、事業計画の策定、研修員の受入れなどの事業を積極的に進めております。

また、国際協力事業団をはじめとする政府機関の行う民間支援事業（調査、融資、専門家派遣、研修員受入れ）の農業部門については、会員を中心とする民間企業と政府機関とのパイプ役としての役割を果たしております。

海外農林業開発協力促進事業とは

多くの開発途上国では、農林業が重要な経済基盤の一つになっており、その分野の発展に協力する我が国の役割は大きいといえます。そのさい、当協会では経済的自立に必要な民間部門の発展を促すうえで、政府間ベースの開発援助に加え、我が国民間ベースによる農業開発協力の推進も欠かせないとの見地から、昭和62年度より農林水産省の補助事業として「海外農林業開発協力促進事業」を実施しております。

当補助事業は今日までの実施の過程で、開発途上国における農林産物の需要の多様化、高度化などを背景とする協力ニーズの変化および円滑な情報管理・提供に対応するための拡充を行い、現在は次の3部門を柱としております。

1. 優良案件発掘・形成事業（別個案件の形成）

農業開発ニーズなどが認められる開発途上国に事業計画、経営計画、栽培などの各分野の専門家で構成される調査団を派遣して技術的・経済的視点から開発事業の実施可能性を検討し、民間企業などによる農林業開発協力事業の発掘・形成を促進します。

民間ベースの開発途上国における農林業開発事業の企画・立案に関して、対象国の農林業開発、地域開発、外貨獲得、雇用創出、技術移転などの推進に寄与すると期待される場合、有望作物・適地の選定、事業計画の策定などに必要な現地調査を行ないます。

相談窓口

民間ベースの農林業投資を支援

2. 地域別民間農林業協力重点分野検討基礎調査（農業投資促進セミナーの開催）

農業投資の可能性が高いと見込まれる地域に調査団を派遣して、当該地域の農業事情、投資環境、社会経済情勢を把握・検討し、検討結果に基づく農業開発協力の重点分野をセミナーなどを通じて民間企業に提示します。

セミナーでは、農業投資を検討する上で必要となる基礎的情報とともに、現地政府関係機関および業界各方面から提出された合併等希望案件を紹介します。

これまでに、①インドネシア、②ベトナム、③中国揚子江中下流域、④中国渤海湾沿岸地域、⑤中国揚子江上流域、⑥中国南部地域（雲南省、広西壮族自治区）、⑦中国北部地域（内蒙古自治区、寧夏回族自治区、甘肅省、新疆ウイグル自治区）、⑧中国中部地域（山西省、河南省、陝西省）、南米チリを対象にセミナーを開催しました。

3. 海外農林業投資円滑化調査（情報の提供と民間企業参加による現地調査）

投資関連情報の整備・提供を行うとともに、主に海外事業活動経験の少ない企業などを対象に、関心の高い途上国へ調査団を派遣し、当該国の農業開発ニーズ、農業生産環境などを把握します。

業界の団体、あるいは関係企業などの要望に沿った現地調査を企画・立案し、協会職員が同行します（毎年度1回）。現地調査では、現地側の企業ニーズ、投資機関などの開発ニーズを把握するとともに、事業候補地の調査および現地関係者との意見交換などを行います。参加にあたっては、実費（航空賃、宿泊費、食費など）の負担が必要ですが、通訳・車両用上などの調査費用は協会が負担します。

また、本調査の結果概要をはじめとする投資関連情報を提供するため、季刊誌「海外農業投資の眼」を発行しています。

（社）海外農業開発協会

第一事業部

TEL：03-3478-3509

農林水産省

国際協力計画課事業団班

TEL：03-3502-8111（内線2849）

最高の品質と優れた開発力で コーンインダストリーをリードする 澱粉と糖質の総合メーカー

製造品目

コーンスターチ	コーンスティプリカー
ワキシースターチ	コーンシラップ(酵素、酸)
各種化工澱粉	結晶ぶどう糖(無水、含水)
グルテンミール	液状ぶどう糖
グルテンフィード	異性化液糖
コーンオイル	ハイマルトースシラップ
各種オリゴ糖(ゲントース、フジオリゴ、パイオトース)	
各種シクロデキストリン	
(結晶 α - β - γ CD、液状CD、CD誘導体)	
セルファー(コーンダイエタリーファイバー)	
セルエース(水溶性コーンファイバー)	
ペプチーノ(コーンペプチド)	
輸液用糖質(局方ブドウ糖、局方マルトース)	



日本食品化工株式会社

本店：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8(サウスゲート新宿ビル3階) ☎(03)5360-4417

支店：大阪(06)375-3292 名古屋(052)561-3331

工場：富士(0545)52-3781 水島(086)475-1010 / 研究所：富士(0545)53-5995

海外農業開発 第264号

2001. 7. 15

発行人 社団法人 海外農業開発協会 春名和雄 編集人 小林一彦

〒107-0052 東京都港区赤坂8-10-32 アジア会館

TEL (03) 3478-3508 FAX (03) 3401-6048

定価 300円 年間講読料 1,400円 送料込

印刷所 日本印刷(株)(3833)6971

新刊と既刊のご案内

IDJホームページアドレス <http://www.idj.co.jp>

ISBNコードを付記しました。ご注文の際、ご利用下さい。

国際協力用語集 [第2版]

約800語収録

国際人のA-Zガイド

本書は、ODA(政府開発援助)や、NGOの途上国援助活動に直接携わる専門家をはじめ、国際協力に関心をもつ人々にまで幅広く役立つように編集された用語集。援助スキーム、開発問題、開発理論などの用語を掲載したほか、巻末には援助関係組織の解説をはじめ、国内外の援助関連機関・NGOの住所、ホームページアドレスなどの情報も満載した必携の書。

◎B6判/270頁 ◎定価(本体3,000円+税) ISBN4-87539-048-3 C0530

途上国援助 歴史の証言

荒木光弥著

1970年代

南北対立が先鋭化した70年代。先進工業諸国を襲った資源ナショナリズムの嵐…、その時日本はどう難局を切り抜けたのか。

◎四六判/280頁 ◎定価(本体1,500円+税) ISBN4-87539-045-9 C0030

2冊同時刊行

1980年代

80年代、数次にわたるODA倍増計画により援助大国への足場を固めた日本。しかし、“ODA倍増時代”は“ODA受難時代”でもあった…。

◎四六判/420頁 ◎定価(本体1,800円+税) ISBN4-87539-046-7 C0030

援助の現実

-NGOからみた世界のODA-

5年前イギリスで発行され、大きな反響を呼んだ『The Reality of Aid』の日本語版。NGOの視点から、ODAの斬新な分析を試みている。

◎B5判/212頁 ◎NGO活動推進センター 日本語版企画・編集

◎定価(本体2,381円+税) ISBN4-87539-050-5 C0030

グローバル8つの物語
国際協力の足跡を追って

日本人が途上国の人々にさまざまな技術を伝える“技術協力”は、人々が織りなすドラマといえる。6人のベテランジャーナリストと女優でありUNDPの親善大使でもある紺野美沙子さんが世界各地に飛び、現場のドラマをオムニバス形式で綴った援助ドキュメンタリーの決定版!

◎四六判/262頁 ◎定価(本体1,762円+税)

◎ISBN4-87539-054-8 C0030 ◎発行 国際開発ジャーナル社

◎発売 丸善出版事業部

ODAは役に
立っているのか?

3人のフォトジャーナリストがタイ、フィリピン、インドネシア、中国、ミャンマー、モンゴル6カ国の32のODA案件をルポした初の本格的な援助レポート。

◎B5判/108頁

◎定価(本体1,214円+税) ISBN4-87539-039-4 C9430

国際協力の基礎知識

国際協力に携わる専門家たちのために開発された、国際協力の仕組みを制度ごとに説明した解説書。英文も併記されているので、現地でのプレゼンにも役立つこと間違いなし!取り外しが可能なバインダー形式です。

◎B5判/90頁 ◎監修:国際協力事業団 ◎定価(本体3,524円+税)

◎ISBN4-87539-057-2 C3030

カラーグラビアで見る

日本の無償資金協力

'98竣工主要案件

98年に竣工した主要な無償プロジェクト(34件)をカラー写真と記事で紹介。日本の無償資金協力の現状と効果を知るための貴重なドキュメント冊子。

◎A4変型 ◎44頁 ◎外務省・国際協力事業団 編集協力

◎定価(本体1,048円+税) ISBN4-87539-053-X C0030

続・入門社会開発 国際協力ガイド2002

~PLA:住民主体の学習と行動による開発

これで完璧!

就職・転職・ボランティア情報



PLAという新しい挑戦を、2つの物語と現場型の理論で解説した待望の一冊!援助に携わるすべての人々の思考様式、行動、態度にいま変更をせまる。

◎IDJ新書判シリーズ/約300頁

◎プロジェクトPLA編

◎定価(本体1,429円+税)

◎ISBN4-87539-060-2 C0230

国際協力の世界で働きたい!ボランティアしたい!学びたい!そんなあなたにぴったりのガイドブック。国際協力関連の企業・団体、NGO、大学などのデータと体験者の声が満載です。

◎B5判/186頁 ◎定価(本体1,200円+税)

◎ISBN4-87539-059-9 C0430

◎発行 国際開発ジャーナル社 ◎発売 丸善出版事業部

発行所 国際開発ジャーナル社

〒107-0052 東京都港区赤坂2-13-19 多聞堂ビル3F

TEL03-3584-2191 FAX03-3582-5745

海外農業開発

第 264 号

第3種郵便物認可 平成13年7月15日発行

MONTHLY BULLETIN OVERSEAS AGRICULTURAL DEVELOPMENT NEWS